

文学研究科・心身科学研究科・商学研究科・経営学研究科・法学研究科・総合政策研究科 客員研究員規程

昭和40年4月1日施行

(趣旨)

第1条 本大学院学則第45条の規定による客員研究員の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(出願資格)

第2条 客員研究員として出願できる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学、研究所等で教育・研究に従事している者
- (2) 官公庁、民間団体等から委託された者
- (3) 当該研究科委員会において前2号に相当すると認められた者

(選考時期)

第3条 客員研究員の選考は、学年の始めとする。ただし、特別の事情がある者はこの限りではない。

(志願書類)

第4条 客員研究員を志願する者は、研究すべき事項及び指導教員を定め、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 客員研究員願書(本学所定のもの)
- (2) 履歴書
- (3) 主な教育・研究の業績書
- (4) 写真(最近3月以内に撮影したもの1枚 縦4cm×横3cm)
- (5) その他本大学院が必要とする書類

(受入れ許可)

第5条 客員研究員の受入れは、当該研究科委員会において選考の上、学長が許可する。

(選考料・受講料)

第6条 客員研究員の選考料及び受講料は、別表(11のⅢ)の定めるところによる。

2 受講料は、特別の事情がある場合には、研究科委員会の議を経て、理事会の承認により減免することができる。

3 納入された選考料及び受講料は、返還しない。

(客員研究員証)

第7条 客員研究員として受入れを許可された者は、所定の手続きをすることにより、客員研究員証の交付を受けることができる。

(研究期間)

第8条 研究の期間は、1年以内とする。引き続き客員研究員を志願する者は、改めて出願しなければならない。

(選考料の免除)

第9条 前条の規定によって引き続き客員研究員を志願する場合は、選考料を免除する。

(研究施設の利用)

第10条 客員研究員は、その目的を達成するため、本学の研究施設を利用することができる。

(履修の許可)

第11条 客員研究員は、指導教員が必要と認めたときには、授業担当教員の許可を受けて、正規の受講学生がいる研究指導、講義、演習及び文献を履修することができる。

(科目履修証明書)

第12条 客員研究員は、履修科目の試験に合格したときは、科目履修証明書の交付を請求することができる。

(雑則)

第13条 客員研究員に関して、大学院学則及びこの規程に定めのない事項については、大学院委員会の定めるところによる。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

## 附 則

本規程は、昭和40年4月1日から施行する。

この改正は、昭和58年4月1日から施行する。

この改正は、昭和63年4月1日から施行する。

この改正は、平成4年4月1日から施行する。

この改正は、平成5年4月1日から施行する。

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。